

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年10月8日

分任支出負担行為担当官

大阪空港事務所長 真面 昭一

1. 履行内容等

- (1) 契約件名 令和8年度計測器校正（高松空港事務所）
（電子入札対象案件）

- (2) 履行内容等 入札公告：別紙による

- (3) 電子調達システムの利用

本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

- (4) 履行期間 契約締結日の翌平日から 令和9年3月17日

- (5) 履行場所 受注者指定工場

なお、下記の場所にて、校正対象計測器の受取、及び校正を行った計測器の引渡しを行うこと。

高松空港事務所：香川県高松市香南町由佐3473-3

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 開札時まで令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月３１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- 但し2. (3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

- ### 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の問い合わせ先
〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3-371

国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 会計課

電話番号：06(6843)1036

メール：cab-rjoo-kaikeika@ki.mlit.go.jp

(2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間並びに方法

① 交付期間

令和8年10月23日 17時00分まで

② 交付方法

(ア) 電子調達システムにより交付する。

(イ) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、交付期間内の土曜日、日曜日及び祝日等を除く9時から17時までの間に上記(1)に問い合わせること。

(4) 申請書及び資料等の提出期限

令和8年10月23日 17時00分まで

(5) 電子調達システムによる入札及び郵送による入札書の受領期間

令和8年11月12日 17時00分まで

入札書を持参する場合の受領期間

令和8年11月13日 14時00分まで

(6) 開札の日時及び場所

令和8年11月13日 14時00分

大阪空港事務所 7階 入札室

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（申請書等）を3.(2)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。また、入札書に本件責任者、担当者の氏名及び連絡先を明記することによ

り、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき者が2者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

予決令第85条の基準（平成16年6月10日国官会第366号）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

〔入札公告：別紙〕									
件名：令和８年度計測器校正(高松空港事務所)									
発注概要： 高松空港事務所で所有する４６台の計測器について、精度を維持するため、標準器を使用して被校正計測器の指示値、表示値または設定値と、真の値との関係を求め、校正証明書を作成する。									
競争参加資格の「予決令第７３条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。 なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。									
下記の項目に掲げる競争参加資格要件事項を満たす者であること。 １．有資格者条件 緊急時の連絡体制（休日等を含む。）が整っていること。 ２．業務遂行上の法的条件 計測器校正の実施にあたり、計量法、電波法のいずれかに指定（認定）されていること。 なお、電波法で指定されている者は、以下の項目で求める条件は不要。 ３．業務遂行に必要とされる標準計量器 計量法に指定されている者は、計量法施行規則第９０条に定める区分に対応する計量法施行規則第９０条第２項の規定において計量器等の種類の種類を定める規定に基づく「電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって直流又は周波数が主として１メガヘルツ以下のもの」及び「電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として１メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度」に該当する標準計量器を保有していること。 ４．校正機関に必要とされる品質及び管理システムの確保 計量法に指定されている者は、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５に認定登録されていること。 ５．ＪＣＳＳ認定範囲 計量法に指定されている者は、ＪＣＳＳ認定区分の中で高周波電力分野における認定校正の範囲において、下記の範囲内で一点でも認定を受けていること。 <table><tr><td></td><td>最大値</td><td>最小値</td></tr><tr><td>周波数</td><td>12GHz</td><td>10MHz</td></tr><tr><td>電力</td><td>200W</td><td>10pW</td></tr></table> なお、校正対象計測器が本項の指定する範囲にない場合については、本項の条件を除外できるものとする。		最大値	最小値	周波数	12GHz	10MHz	電力	200W	10pW
	最大値	最小値							
周波数	12GHz	10MHz							
電力	200W	10pW							